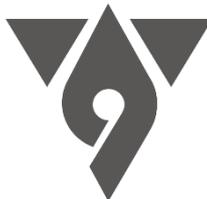


未移行幼稚園利用者用

令和6年度

幼児教育・保育の無償化 のご案内

秦野市



秦野市こども健康部保育こども園課
(秦野市役所本庁舎2階)
〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
電話 0463-82-9606 (直通)

1. 幼児教育・保育無償化について

子育て世帯を応援するため、「改正子ども・子育て支援法」が施行され、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

無償化の対象となるためには、条件や必要となる手続きがありますので、最後までご一読いただきますようお願いします。

2. 無償化の対象となる費用について

(1) 保育料・入園料

① 対象者

幼稚園を利用する満3歳児から小学校入学前のすべての子ども

② 無償となる金額

- 月額上限 25,700 円（入園料含む。）

例) 入園料 100,000 円、保育料 24,000 円/月の場合

無償化の限度額	25,700 円×12 か月=308,400 円	①
入園料	100,000 円	②
保育料	24,000 円×12 か月=288,000 円	③
入園料+保育料	100,000 円②+288,000 円③=388,000 円	④
保護者負担額	388,000 円④-308,400 円①=79,600 円	

- 通園送迎費、給食費、行事費などは、保護者の負担になります。ただし、給食費のうち、副食費(副食材料費[※])については給付金制度があります。詳しくは6ページをご覧ください。
※ 給食費から米、パン等の主食費を除いた費用
- 途中で入退園した場合や、転出・転入をした場合は、上記の例と異なる場合があります。

③ 保育料の支払い

無償化の限度額を超えた差額分(保護者負担額)のみを施設にお支払いください。

(2) 預かり保育料

① 対象者

保育を必要とする理由（4 ページ（2）参照）があると認定を受けた満3歳から小学校入学前の子ども（満3歳児※については市町村民税非課税世帯のみ）

※ 満3歳児とは

3歳の誕生日の前日から、3歳になって迎える最初の3月31日までの間にある子ども

② 無償となる金額

● 月額上限11,300円

● 「預かり保育料」と「無償化の限度額（日額450円×利用日数）」とを比べて低い方の額

例1）預かり保育料5,000円/月、利用日数15日/月の場合

預かり保育料	5,000円	
無償化の限度額	6,750円	450円×15日
無償となる金額	5,000円 (5,000円<6,750円)	<u>全額無償化</u>

例2）預かり保育料8,000円/月、利用日数12日/月の場合

預かり保育料	8,000円	
無償化の限度額	5,400円	450円×12日
無償となる金額	5,400円 (8,000円>5,400円)	<u>一部無償化</u>
保護者負担額	2,600円	8,000円-5,400円

③ 認可外保育施設等との併用

幼稚園の預かり保育が平日8時間未満（教育時間含む。）または年間開所日数が200日未満である場合に限り、認可外施設等の利用も無償化の対象となります。

預かり保育以外に認可外保育施設等の利用をご検討される場合は、「認可外保育施設等利用者用の案内」も併せてご確認ください。

※ 認可外保育施設等とは

認可外保育施設、ベビーシッター、事業所内保育施設、一時預かり事業、病（後）児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等

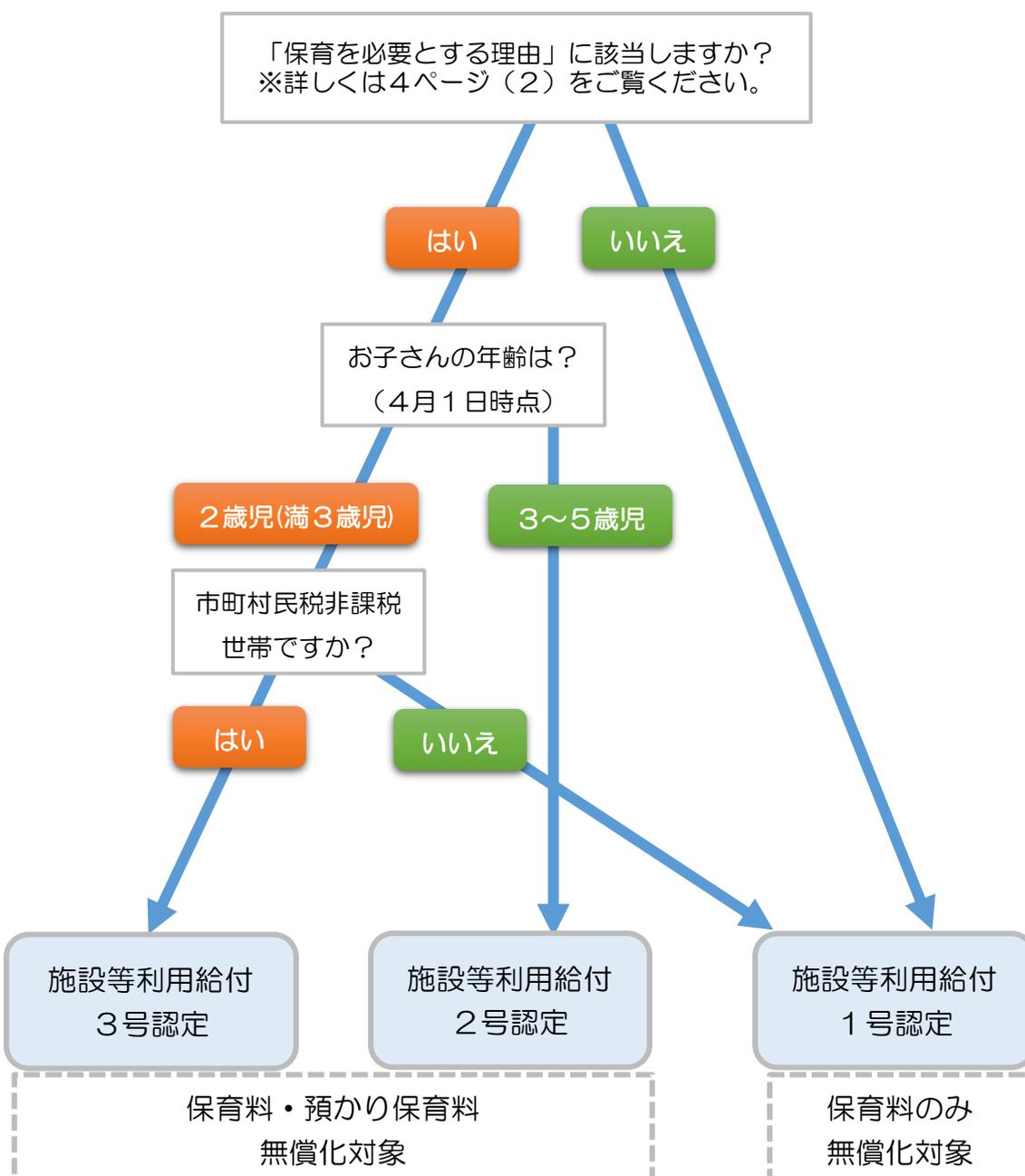
④ 利用料の精算

利用料については、施設へお支払いください。3か月ごとに施設から請求書類が発行されますので、必要事項を記入のうえ、市へ提出してください。提出後、1か月程度でご指定の口座に振り込みます。

3. 必要な手続き ～認定申請について～

(1) あなたに必要な認定は？

幼児教育・保育無償化の対象となるためには、施設等利用給付2号認定または3号認定を受ける必要があります。年齢や要件により対象となる認定種別が異なります。



(2) 保育を必要とする理由

保護者が次のいずれかの状況にある場合、保育を必要とする理由があると認められます。(父・母それぞれに必要です。)

No.	保育を必要とする理由	保護者の状況
1	就労	1日4時間、週4日(日曜日を除く)、月16日以上働いている
2	妊娠・出産	産前産後(予定日の8週間前(多胎妊娠は10週間前)の日の翌月から、出産後8週の日末日まで)
3	疾病・障害	家庭での保育が困難な病気・障害がある
4	介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している
5	求職活動	継続的に求職活動を行っている(認定期間は最大2か月)
6	就学	学校や職業訓練校等に通っている
7	災害復旧	震災、火災、風水害等の復旧にあたっている
8	その他	その他市長が必要と認める場合

※ No. 4、6については、就労と同様の時間条件が適用されます。

(3) 提出書類及び提出締切

次の書類を利用開始希望月の前月末日までに保育こども園課へご提出ください。なお、状況に応じて、お通りの幼稚園に提出していただく場合があります。

施設等利用給付 認定区分	提出書類
1号認定	① 施設等利用給付認定(変更)申請書兼現況届
2号認定	① 施設等利用給付認定(変更)申請書兼現況届 ② 保育を必要とする理由を確認する書類
3号認定	① 施設等利用給付認定(変更)申請書兼現況届 ② 保育を必要とする理由を確認する書類 ③ 市町村民税課税証明書(1月1日時点の住所に応じて)

● 提出書類について

- ① 施設等利用給付認定(変更)申請書兼現況届【1号・2号・3号認定】
記入例を確認のうえ、記入してください。

② 保育を必要とする理由を確認する書類【2号・3号認定】

(父・母それぞれに必要です。)

No.	保育を必要とする理由	提出書類
1	就労	就労証明書【様式あり】 ※ 新規に就労する場合は、入所月から3か月の就労時間等を見込みで記載してください。 ※ 自営業、親族の経営する事業に従事している場合は、第三者証明(税理士等の署名または民生委員の調査書【様式あり】)、または確定申告書や開業届等の自営業に従事していることが確認できる書類の添付が必要です。
2	妊娠・出産	母子手帳の表紙と分娩予定日記載ページの写し
3	疾病・障害	医師の診断書(保育が困難であること、その期間の記載が必要です。)、障害者手帳等
4	介護・看護	医師の診断書等、申立書・スケジュール表【様式あり】
5	求職活動	申立書【様式あり】
6	就学	在学証明書、時間割表等
7	災害復旧	罹災証明書、申立書【様式あり】

◇注意事項

- (1) 新年度4月からの認定申請の場合、就労証明書、診断書等の証明書類は、10月以降に発行されたものを提出してください。5月以降の認定申請の場合は、申請の締切日現在で、発行後2か月以内のものを有効とします。
- (2) 育児休業から復帰することを理由に認定申請をする場合、認定開始月の末日までに復職証明書を提出してください。提出されない場合、認定は取消しとなります。
- (3) 離婚調停中で配偶者と別居している場合は、裁判所からの通知や弁護士等の証明書等を提出することで、配偶者の保育の必要性を確認する書類が不要となります。

③ 市町村民税課税証明書【3号認定】 ※次の状況に該当する場合

No.	状況	提出書類
1	令和5年1月1日時点の住民登録が指定都市にある	その指定都市で発行される令和5年度市町村民税課税証明書
2	令和6年1月1日時点の住民登録が指定都市にある	その指定都市で発行される令和6年度市町村民税課税証明書 ※ 令和6年6月頃から取得可能です。

※ 指定都市とは

横浜市や川崎市、相模原市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市等

4. 副食費（副食材料費）給付金について

(1) 副食費（副食材料費）給付金とは

給食費は保護者の負担となりますが、そのうち副食費（副食材料費）については、次の①と②のいずれかに該当する場合は、その費用の一部が補助される制度です。

① 年収 360 万円未満相当（市町村民税所得割額 77,101 円未満）の世帯

- 父母の市町村民税額の合算額をもとに算定します。父母がいずれも非課税で、祖父母と同居（二世帯住宅を含む。）の場合は、祖父母のうち、税額の高い方の額をもとに判定します。

利用月	算定に使用する税額
令和 6 年 4 月～令和 6 年 8 月	令和 5 年度の市町村民税所得割額 (令和 4 年 1 月～令和 4 年 1 2 月の収入等をもとに算定)
令和 6 年 9 月～令和 7 年 3 月	令和 6 年度の市町村民税所得割額 (令和 5 年 1 月～令和 5 年 1 2 月の収入等をもとに算定)

※ 税額控除

副食費（副食材料費）支給の判定にあたっては、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等）は適用されません。

※ 海外での収入がある場合

海外での就労等による収入がある場合は、その収入額に基づき、市町村民税相当額が算定されます。

● 市町村民税所得割額の確認方法（秦野市で課税されている場合）

(a) 市町村民税が給与から引かれている方（特別徴収）

毎年 6 月ごろに勤務先から配布される「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知」で確認ができます。税額控除前所得割額④から調整控除額（税額控除額⑤の一部、例：1,500 円）を引いた額が、副食費（副食材料費）支給の判定基準額となります（④－⑤の一部＝基準額）。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)												(単位：円)																							
収入		主たる給与以外の合算所得区分	配偶者	不納付	配偶者	課税標準	総所得③	税額控除前所得割額④	市民税	税額控除額⑤	所得割額⑥																								
新得												山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	均等割額⑦	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引納付額⑬＝⑩－⑪	変更前税額⑫	増減額⑭＝⑫－⑬	変更月	月				
新得計		総所得金額①																																	
損費		障・寡・勤																																	
除料		配偶者特別																																	
築共済		扶 養																																	
除料		基礎																																	
除料		所得控除合計②																																	

毎年6月ごろ市役所から通知される「市民税・県民税納税通知書」で確認できます。⑧差引所得割額に⑦配当割額控除額等と⑥税額控除額を加えた額が、副食費（副食材料費）支給の判定基準額となります。
 (⑧+⑦+⑥=基準額)

川県秦野市 市民税・県民税納税通知書

(単位 円)

所得区分	③ 課税標準額	④ 算出所得割	
		市民税	県民税
総所得			
株式等			
譲渡所得			
短期			
長期			
先物取引			
⑤ 調整控除額			
⑥ 税額控除額			
⑦ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額			
⑧ 差引所得割額			
⑨ 均等割額			
⑩ 年税額			
内訳	特別徴収(給与)税額()月まで		
	特別徴収(年金)税額()月まで		
	普通徴収税額		

⑩年税額のうち、普通徴収税額については各納期限までに同封の納付書により納めてください。なお、バーコードのない納付書は、

日
市長



② 所得に関わらず第3子以降の子ども

- 上のお子さんは小学校3年生までを人数に含めます。

(2) 支給される金額

- 月額上限 4,700 円
 ※ 実際に支払った金額が 4,700 円を下回る場合は、実際に支払った金額が支給されます。
- 幼稚園で提供された食事（預かり保育で提供されたもの以外）に係る費用のうち、副食費（副食材料費）に相当するもの

(3) 申請方法

6月までに入園された方は園を通じて申請書類を配布しますので、対象となる場合は、園へご提出ください。

7月以降に入園された方は、施設等利用給付認定通知書に申請書類を同封しますので、対象となる場合は、入園日から1か月以内に秦野市保育こども園課へご提出ください。

5. 関連ページ

幼児教育・保育の無償化	認定申請・請求方法について
	